

税務情報 Q&A

Q: 中国では税関による調査が活発化していると聞いていますが、何か制度改正等があったのでしょうか？

デロイト中国 北京事務所 竹田 剛

A:

2016 年中に、税関に関する制度変更がいくつかありました。本稿では、そのうちの 1 つである、2016 年 3 月に税関総署が公布、施行した「中華人民共和国税関: 輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」(以下、“20 号公告”と表記)について解説します。

20 号公告の目的には、税関申告書(中国語: 報関単)の情報の網羅性の向上等がある一方で、税関申告書の記載事項として、新たに以下の 3 つの質問が追加されました。

- ① 貨物の取引先との特殊関係が存在するか否か
- ② その特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か
- ③ 貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か

これらは税関による調査にて頻繁に取り上げられる項目であり、特に日系企業が日本の親会社から貨物を購輸入する場合は注意が必要です。

この 20 号公告が施行されて以降、通関時の回答によっては、税関から質疑を受けるケースも散見されています。また、通関時に質疑を受けなくとも、その後に税関調査若しくは、自己検査の形式で税関に質疑を受けることもあります。

では、上記の 3 つの質問でいうところの特殊関係と成約価格への影響、関連するロイヤリティーの定義について見てみましょう。

(1) 特殊関係の有無(20 号公告 第四十三条)

一般税務よりも範疇が広く、独占的代理店等も含みます。

本項目は「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、“査定弁法”と表記)第 16 条に基づき、輸出入における売買当事者双方に特殊関係が存在するか否かを記載、報告することを求めるものです。以下のいずれかに該当する場合には、売買当事者双方に特殊関係が存在するものと見なされ、本項目に「はい(是)」と記載し、そうでなければ「いいえ(否)」と記載することとなります。

- ① 売買当事者双方が同一家族のメンバーである場合
- ② 売買当事者双方が相互に商業上の高級管理職又は董事である場合
- ③ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の支配を受ける場合
- ④ 売買当事者双方がいずれも直接又は間接に第三者の支配を受ける場合
- ⑤ 売買当事者双方が共同で直接又は間接に第三者を支配する場合
- ⑥ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の 5% 以上(5% を含む)の、公开发行され、議決権を有する株券又は株式を所有し、支配し、又は保有する場合
- ⑦ 当事者の一方が相手方の従業員、高級管理職又は董事である場合
- ⑧ 売買当事者双方が同一パートナーシップのメンバーである場合

売買当事者双方について、経営上の相互関係を有し、当事者の一方が相手方の独占的代理店、独占的販売店又は独占的譲受人である場合において、前項の規定に該当する場合、特殊関係が存在すると見做されます。

(2) 価格への影響の確認 (20 号公告 四十四条)

特殊関係が存在する売買当事者双方の取引において、以下 3 つのいずれかの方法により特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしていないことを証明できない場合は、特殊関係が価格に影響しているの見做します。

本項目は、「査定弁法」第 17 条に基づき、輸出入における売買当事者双方に存在する特殊関係が成約価格に影響を及ぼしているかどうかを記載、確認するものです。納税義務者が、成約価格が同時又はほぼ同時に発生した以下の価格のいずれかに近似することを証明できない場合には、特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしている見做されるため、本項目に「はい(是)」と記載することとなります。そうでなければ、「いいえ(否)」と記載します。

- ① 国内の特殊関係のない買主に対し売却した同一の、又は類似する輸出入貨物の成約価格
- ② 「査定弁法」に定める逆算価格評価方法(注:「213 号令」第 23 条)に従い確定される同一の又は類似する輸出入の課税価格
- ③ 「査定弁法」に定める計算価格評価方法(注:「213 号令」第 25 条)に従い確定される同一の又は類似する輸出入貨物の課税価格

(3) ロイヤリティー支払の確認 (20 号公告 四十五条)

申告金額に含まれていない非貿易項目(ロイヤリティー)が、①貨物に関連して、②その支払いが貨物の販売条件となっている場合は、貨物の金額に加算する必要があります。

本項目は、「査定弁法」第 13 条に基づき、輸出入における買主が直接又は間接に、売主又は関係者に対してロイヤリティーを支払っているか否かについて記載、確認するものです。ロイヤリティーとは、輸出入貨物の買主が、特許権、商標権、ノウハウ、著作権、ディストリビューション権又は販売権に関する知的財産権の権利者及び権利者の有効な授権者の許諾又は譲渡を取得するため支払う費用をいいます。買主が輸出入において、直接又は間接に、売主又は関係者にロイヤリティーを支払った場合には、本項目に「はい(是)」と記載することとなり、そうでなければ「いいえ(否)」と記載することとなります。

以上の 3 つの質問への回答を根拠に、日系企業が税関当局から関税等の申告漏れについてのリスクを指摘されたり、自己調査や税関調査で税金の追徴を受けるケースが今後増えるものと考えられます。したがって、このような質問に対する回答を事前に検討することが望まれます。

次回はもう 1 つの制度改正である「税関査察条例の改定に関する国務院の決定」(670 号公告)、「税関査察条例実施弁法」(230 号公告)についてご説明したいと思います¹。

¹ Tax Analysis:2016 年 12 月号を参照のこと。 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/articles/it/tax-analysis-china-december2016.html>

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC